

令和 3 年度第 3 回常設審議委員会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 6 月 2 4 日(木) 1 1 時開会 1 1 時 5 3 分閉会
 2 場 所 倉吉市「 倉吉シティホテル 」
 3 出席者
 (1) 常設審議委員 2 0 名／2 1 名 (出席者は別紙名簿のとおり)
 (2) 鳥取県経営支援課
 米子市農業委員会
 農業会議 倉益、漆原、山根、岡田、中嶋

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (山根)	(午前11時) 定刻になりましたので、ただ今より令和 3 年度第 3 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第 7 条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、2 1 名中、2 0 名の出席で、常設審議委員会運営規程第 4 条第 4 項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 次に、本来ですと、ここで小林会長に挨拶をお願いするところですが、午後からの通常総会で挨拶いただきますので、本委員会では省略させていただきます。 それでは、以降、農業会議定款第 4 4 条、運営規程第 4 条第 3 項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。
2 議 事 録 署 名人の選任 小林議長	それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし) それでは、濱田委員 (鳥取市農業委員会)、長住委員 (日野町農業委員会) の両名を指名いたします。
3 報告事項 小林議長 小林議長	それでは、日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。 (県 が資料 1 により説明) 皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 (質問・意見なし)
4 議 事 小林議長 事務局 (漆原)	議事に入ります。 議案第 1 号を説明下さい。 それでは、今月の農地法第 4 条、第 5 条の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。 (一覧表を説明) 今月は、第 5 条案件で 1 件、米子市農業委員会から意見聴取が

米子市農委

ございます。

なお、5,000㎡を越える現地調査案件ではございません。
それでは、米子市農業委員会から説明いたします。
よろしくお願いいたします。

米子市農業委員会事務局の[]でございます。よろしくお願いします。

それでは、本件について「30aを超える事業説明資料」を基にしまして、順に説明いたします。

初めに、1の土地の所在地等ですが、[]
合計3,542㎡となります。

4ページと5ページの位置図及び中間図をご覧ください。申請地は[]

6ページの現況図をご覧ください。このたびの事業計画では隣接の原野2筆合計135㎡も含めた3,677㎡が事業計画面積となっております。

2の現在の営農状況ですが、5ページの中間図をお願いします。ご覧のとおり周辺は圃場整備されておらず、不整形な農地となっております。近年の利用は、西側の申請地は令和2年まで水稻を栽培されており、東側の申請地は令和元年まで水稻を栽培、令和2年からは保全管理の状態です。

3の転用事業者ですが、[]

4の転用目的ですが、用途は資材・重機・車輛置場に転用するものです。必要性ですが、現在、申請者が保有する重機やユニットハウスなどのリース用資産が既存の資材置場に敷き詰められている状態です。そういった中で、現場に貸し出し中のリース機材が返却されると無理な配置を強いられ、敷地内での作業が困難になることが以前から課題となっておりました。また今般、事業拡大や顧客増加に伴って現場数が増加し、ユニットハウスや仮設トイレのリース用資産を新たに購入する計画があり、敷地の確保が必要とのこと。また、申請地は既存の資材置場の隣接地であり、管理などにも便利な土地となっております。

続きまして、転用要件の審査内容について、[]説明します。

米子市農委

5の立地基準について、農地区分ですが、住宅等が連たんする区域に近接する区域内であり、第2種農地に該当します。

営農条件は申請地の隣接農地は南側の一方のみで、申請地を含め周辺農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地となっております。

代替地等についてですが、隣接する既存の資材置場の拡張を目的としており、代替地はありません。

6の一般基準について、他法令の許認可についてですが、農振農用地には該当しません。そのほか、水路の用途廃止及び払い下げにつきましては米子市の担当部署と事前協議済みです。加えて、水利権者である[]も同意しております。なお、事務局でも埋蔵文化財保護の試掘について該当がないか米子市文化振興課へ確認しましたところ不要とのことでした。

規模の妥当性ですが、7ページの利用計画図をお願いします。ご覧のとおり、0.8・バックホー16台、1,542mm×3,048mmの敷鉄板4,185枚(40枚程度重ね置き)、ユニットハウス27棟、仮設トイレ64台を配置、そのほか10tユニックやフォークリフトでの移動スパー

	スが必要なことから妥当な規模と判断しております。 被害防除計画等ですが、耕土を約30cm剥ぎ取り、市道側から北東に向かって低くなるように70～100cmの盛土造成を行い、全面コンクリート舗装します。 続いて、8ページの断面位置図・擁壁敷設図をご覧ください。 隣地境界にコンクリート塊、これはとうふ石ですが。コンクリート塊による土留、コンクリートブロック20cmを2～3段設置します。北側の一方のみ、現況地盤に高低差があるため、根入れ30cm以上となるようにL型擁壁80～200 cmを設置します。 雨水排水について、東側の申請地は、敷地内新設側溝へ勾配をつけて自然流下後、農業用排水路へ流し、西側の申請地は勾配をつけて自然流下後、用悪水路へ流します。 なお、重機の配置の際に、油が出る可能性もございますので、その処理・対策をとっていただくよう申請者へお願いをしております。また、[REDACTED]の同意をいただいております。 隣接耕作者の同意書、実行組合の排水同意書を確認しております。資金調達ですが、[REDACTED]残高証明を確認しています。 最後に農業公共投資につきましては、該当はありません。 以上、[REDACTED]資材・車輛置場を目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくお願いします。
小林議長	説明が終わりました。 それでは、委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 (質問・意見なし)
小林議長	それでは、お諮りします。 米子市の案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
5 情報提供 小林議長 (事務局)	皆様のご協力により、早く審議が終了いたしました。事務局から何かあれば説明願う。 総会でと考えておりましたが、ここで6月18日閣議決定されました「規制改革実施計画」について、説明させていただきます。 (事務局、規制改革実施計画について、資料配付し説明)
6 その他 小林議長	それでは、その他として皆さんから何かございますか。 (事務局から次回開催日等の日程について、お知らせをした)
6 閉 会 小林議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。(11時54分)